

今昔物語集と法苑珠林・再説

宮 田 尚

今昔物語集は、法苑珠林を資料のひとつとして用いることをしてはいないらしい。

こうしたみかたは、すでに何人かの人びとによって示されているし、わたしも所見をのべたことがある。したがって、両者のかかわりについて言及するのは、いまさらめいた思いもするのだが、両者の関係を見とめようとする立場がなくなつたわけではないので、本稿では、あえて両者の無関係なることを再説し、あわせて、前稿でふれえなかつた一、二のもんだいについて、所見を述べることにならうと思う。論の性質上、本稿の骨子は、とうぜん前稿と重複することになる。あらかじめおことわりしておきたい。

1

今昔物語集が、法苑珠林を資料として用いていないであろうとみるのは、なんとといっても、両者のあいだに求められる類話に、影響関係のあつたことをうかがわせるにたる、密なる類似状況がみられないと考えるからである。類似の度合いの強いことをもって、それだけで影響を肯定するわけにはもちろんいかなければ、影響関係

を肯定するについては、それはひとつの重要な条件になるはずである。それだけに、逆に、類似の度合いの弱さは、とりわけ今昔物語集にあつては、影響関係の存在を疑わせる要因になるといつてよいものと思われる。

ことごとしくいうまでもないが、冥報記、三宝感應要略録、弘贊法華伝、孝子伝などの、諸家がひとしく今昔物語集の出典だとみている資料とのあいだに求められる類話は、文脈はもとより、表現のかなりこまかいところまで一致するのが一般であること、すでにくりかえし指摘されているとおりでである。それらは、類似度の強いはなしを有しているというだけの理由で出典に擬せられているのではないけれど、しかし、類似度の強さからだけでも、じゅうぶんに出典であることの可能性が推測されうる状況にあるのである。

ところが、法苑珠林のばあいは、それらとはおおいに事情が違っている。

まず震旦部についていうと、たとえば、日本古典文学大系本今昔物語集が法苑珠林を出典に擬しているはなしは七話あるが、そのうちで類似度が高く、したがって、そのかぎりでは影響関係のある可

能性のもっとも強いとみられる六20と七10とは、じつは、法苑珠林にはなく、三宝感応要略録、弘贊法華伝とに、それぞれよつていられるものと思われる。また、六1と六2については、相当する質料をそれと特定することはできないが、これも法苑珠林ではなく、打開集的な資料が背後にあつたものと思われる。これらの点についてはすでにふれたことがあるので、詳細は省略にしたがう。

残るのは、19、32、38の三話である。

19「臣下孔子、道行、値童子問申語」は、孔子の道中における三つの挿話からなっており、二番目の挿話が法苑珠林と重なりあつてゐる。そしてこの部分は、右三話のなかでもっとも法苑珠林に近くほぼ同文といつてよい。けれども、だからといつて、これを法苑珠林にもとづいたことによる現象だとみてよいとはかぎらない。法苑珠林の当該部分は、もともと列子（湯問第五第七章）を忠実に引用したものであり、列子の名は、法苑珠林とともに日本国見在書目録にすでにみえているから、今昔物語集が直接それによつたとはいへなく、少くとも、法苑珠林を經由しなくとも、法苑珠林と同文的な類話は存在しうる状況にあつたといつてよい。じつ、この部分は、礼記からの引用だとする15の類話とともに八列子伝曰Vとして、源為憲の世俗諺文の八孔子伴Vの項にも収められている。世俗諺文の当該部分は、前半が省略してあつて分量は少ないが、列子、および法苑珠林とほとんど同文である。世俗諺文にみえるこうした同文的な類話は、それがただちに法苑珠林と今昔物語集との影響関係を否定する論拠となるわけではないにしても、一方では、両者を結びつける論理の絶対でないことをもあかしするものである

ことを、さしあたり、わたしはここで確認しておきたい。

38「於海中二竜戰獅師射殺一竜得玉語」のばあいには、両者の距離はさらに遠のく。射撃をよくする人物が、二頭の争いに際して一方を助け、その結果、礼として富を得るといふ点は両者で共通しているけれど、争う動物を、一方は白蛇と黄蛇、他方は赤龍と青龍としてゐること、争いの場を、一方は溪、他方は海としてゐることなどをはじめとして、富の内容や、それを得たいきさつ、あるいは後日譚の有無など、ひとたび内容を比較する段になると、一致する部分を見出すのが困難なほどに、両者はかけはなれてゐる。法苑珠林の白蛇・黄蛇を、赤龍・青龍にしなければならぬ理由が今昔物語集の側にあるとは考えられず、こうした違いのどれをとつても、冥報記や三宝感応要略録などと今昔物語集とのあいだにみられる類話のありようの範囲を、あきらかに越えている。

両者の違いは、枝葉の部分だけにとどまつてゐるのではない。たとえば、射人が一方を助けるにいたつた事情を、法苑珠林は、一方の蛇が人に変じて射人のもとをおとすれ、謝礼を提することを条件に助力を求めたからだとしてゐるのに対して、今昔物語集は、偶然見かけた竜の争いで、二度とも一方が負けて逃げたのをふびんに思い、三度めの争いするとき、負けかかった側を自発的に助けたのだとしてゐる。勝ち目のない側を助け、その謝礼として富を得るのが本話の骨子であるから、助けるにいつた事情は本話の性格の根幹にかかわるわけで、この種の違いは、少なくとも、出典のほぼつきとめられてゐる巻六・七・九の三巻にはみられない。

32「震旦盗人、入国王倉盜殺父語」については、すでに言及

したことがあるので、いま具体的なもんだいにふれることはしないが、結論的にいえば、事情は138のばあいとほぼ同様で、法苑珠林と今昔物語集とは大筋が類似しているといえるにすぎず、直接的な影響関係がとりざたされるような状況には、まったくないといつてよい。

日本古典文学大系本今昔物語集が、法苑珠林を典拠としているものとしてかかげている震旦部での七話のうち、要するに、五話については、法苑珠林以外の資料によっているか、または、その可能性があるものと推測することができるのであり、現段階では、法苑珠林にとってかわるべき資料の見出せない残る二話は、話柄が法苑珠林のそれとはおよそかけはなれているのである。

2

さて、法苑珠林と今昔物語集とが、さしで向かいあっているのはわずかに二話にすぎず、その二話とて、両者の結びつきを積極的に支持するものでないとなると、これはもはや、両者の関係の密なることをいいう証拠になるどころか、むしろ逆に、無関係なることを証明するものだといい方がよいであろう。

擁するところ百巻。かつては、震旦部の三割におよぶ五四話に材を供しているとされたこともある法苑珠林である。それらのなかに、ほとんど同文といえるものも少なからずふくまれている。質量ともに、今昔物語集の典拠たりうる条件は、じゅうぶんにならわっているのである。とりあげるに相当するはなしがわずかしかな

いのならともかく、同文的な類話を数おおくもっている法苑珠林は、今昔物語集の震旦部にとって、かつこの資料であったはずである。にもかかわらず今昔物語集は、法苑珠林を資料として用いているとしたばあい、そこから二話しかもつてこなかったということになる。それも、他の資料から採用するとき用いたのとは違う方法で。

論理的にはともあれ、じつさいもんだいとして、このようなことがはたしてありうるであろうか。

繰りかえすことになるが、今昔物語集は、冥報記や三宝感應要略録などのかかわりかたからすると、典拠に忠実であろうとすることを、基本原則のひとつにすえていたらしいことがうかがわれる。手を入れることがあっても、なるべく小規模な程度にとどめ、はなしの骨格にわたる改変はさけたものらしい。

このことは、たとえば、法苑珠林以外の資料にもとづいているかと考えられる右の五話についてもいえる。六20と七10とは、三宝感應要略録と弘誓法華伝とに、それぞれ忠実にしたがっている。また六1、六2のばあいも、依拠資料をそれと特定することはできないけれど、打聞集や宇治拾遺物語などに求められる類話との類似状況からして、やはり、しかるべき資料を忠実に受けとめているものと推量される。19のばあいも、おそらく、これらと同じようにみてもよいものと思われる。列子、法苑珠林、世俗諺文などがほとんど同文であり、19もまた、それらときわめて類似度が高いところよりすれば、直接なによつたのかはともかく、典拠に忠実であったことはまず疑いがないといつてよいであろう。

ところが、右の二話は、みてきたように話柄に違いがある。したがって、これらが、もしいわれているように法苑珠林によつてゐるのであるのならば、今昔物語集の、少なくとも震旦部にみられる典拠とのかかわりかたの、基本原則を無視してとりこまれたのだとみななければならぬ。だが、法苑珠林のばあいにかぎつて原則を破り典拠をおおはばに改変しなければならぬ理由があるとは考えられない。法苑珠林は、かりに資料として用いられているとしても、それほど重要視されてはいないとみられるのである。

それはたとえ、冥報記がらみの同文的な類話が、法苑珠林からではなく、前田家本系統の冥報記よりとりこまれたものであることからいふのであろう。別稿でふれたように、今昔物語集は、現存の冥報記では前田家本のみみられるあきらかな誤脱をそのまま律義に踏襲しており、少なくとも、成立後あまり時を経ない時期の冥報記を引用している法苑珠林とは、はっきり一線を画している。

法苑珠林は——、より正確にいえば法苑珠林の引用している冥報記は、現存する前田家本、高山寺本、知恩院本などの冥報記の諸本にくらべて、もっとも今昔物語集から遠い位置にある。こうした事實は、かりに法苑珠林が今昔物語集の資料群のなかにふくまれていて、ひとたびは検討の対象にされたことがあつたとしても、他にしかるべき資料のあるときには、法苑珠林を捨てて、それによつたと解すべきことを示しているわけで、つまり法苑珠林は、今昔物語集にとつて、自らに課した原則を曲げてまで、是が非でも採用しなければならぬ資料ではなかつたことを意味する、といつてよいであらう。

今昔物語集の震旦部と法苑珠林とのあいだに求められる類話のう

ちで、多数をしめるのは、じつは、こうした類似度の高いものである。しかし、それらは冥報記がらみのばあいかぎらず、今昔物語集のとりあげるところとなつていない。

今昔物語集の震旦部と法苑珠林とのあいだに求められる類話のうちで、多数をしめる類似度の高いものは、法苑珠林ではなくて他の資料にもとづく一方、少数の、類似度の低いものについては法苑珠林によつたのだとすることが、はたして当をえたものであるかどうか。これはおおいに疑問である。

ところで、132、138の両話が、みてきたように、類似度が低いにもかかわらず法苑珠林を典拠とするものとされてきた理由のひとつには、法苑珠林のほかに、それにかつてかわるべき資料が見出されていまいということがあつたであらう。

けれども、この両話とて、今のところ、法苑珠林にとつてかわるべき、典拠たりうる条件をそなえた資料が見出されていないといふにすぎないのであつて、法苑珠林の該話のもつていっている生経、あるいは統撰神記とも違う、132、138の典拠たりうる条件をそなえた資料、ないし、そうした資料のあつたことを示唆する資料が、今後発掘される可能性はじゅうぶんありうるとみてよいであらう。かりに求められなかつたとしても、そうした資料の存在を想定することこそ、研究史の実績に照らして理にかなつてゐる、とわたしは思う。

致証今昔物語集以後の出典研究は、一面からいえば、致証今昔物語集でおおきく前面に打ち出された法苑珠林の典拠としての座を、少しずつ削り取る歴史でもあつた。132と138とは、そうした努力

にもかかわらず、震旦部で最後まで残ったいわば消し残りなのであって、いずれ消し去られる日が来るはずだと思ふのである。

法苑珠林を典拠とするものとされているのはなしの残っているのは、天竺部の各巻と、震旦部の巻十とである。そして巻十は、震旦部でもっとも出典研究のおくれた部分であるし、天竺部にいたっては、震旦部にくらべると、ほとんど手つかずの状態にあるといつてよいほど、やはり出典研究のおくれていることが、こうした推理を可能にする。法苑珠林典拠説は、出典研究のおくれている時期、または、おかれている部分についてのみなりたちうる、過渡期的な説だといふべきである。

念のためにいっておくが、だからといつて、法苑珠林典拠説の、今昔物語研究の進展にはたした役割りを過少評価したり、ましてや否定したりすべきだなどというのではもちろんない。今日的な視点からみて、たとえ不十分な点が指摘できるとしても、法苑珠林典拠説は、今昔物語集研究の基点に位置し、飛躍的な展開の礎となったことはまがいない事実であつて、これをぬきにして今昔物語集の研究史を語ることはできない。こうした点は、今後ともに、おおいに評価されてしかるべきであらうと思ふ。

ただ、わたしがここでいいたいのは、そうした評価はすべて過去形でなされるべきものであつて、現在、および将来にむけて、積極的な意味をもちうるものではあるまい、ということである。いつまでも法苑珠林典拠説にこだわっていると、今昔物語集の本質を見誤る危険がある。わたしは、それをおそれるのである。

3

天竺部のばあいも、事情は震旦部となんらかわるところはない。違いがあるとしても、それはおそらく、いまいうような出典研究のおくれからくるところの、現象的なものだけにすぎないといつてよいであらう。

日本古典文学大系本今昔物語集によれば、法苑珠林を典拠とするはなしは、天竺部に三四話あるという。これは、攷証今昔物語集の指摘した六七話を吟味し、類似度の低いものを排除する一方、ある種のものについては、あらたな資料を掘り起して法苑珠林とさしかえるなどして、しぼられたものである。この結果、攷証今昔物語集のもつあいまいさは、かなり払拭された。

とはいへ、これはあくまでも、攷証今昔物語集にくらべてというだけのことであつて、日本古典文学大系本今昔物語集の指摘する三四話にも、なお検討の余地は残されている。

そのひとつとしては、やはり、震旦部のばあいにみえたような類似度の低いものが、三四話のなかに相当数ふくまれている点をあげなければならぬ。程度の差はあるけれど、私見によれば、それは二三話におよぶ。法苑珠林を典拠とするものとされているのはなしのうちの三分の二には、文脈や表現に、少なくとも、出典関係にあるとは考えにくい相違がみられるのである。

ところで、今昔物語集の震旦部が典拠に忠実であることは、繰りかえし指摘したとおりであるし、そのことは、すでに大方のみとめるところとなつているものと思われるのであるが、天竺部のばあい

においても、この点にかわりはないのではないかと、とわたしは思う。天竺部と震旦部とが、つねに軌を同じうしていなければならないというのではないけれど、震旦部においてあれほど典拠に密着している今昔物語集であるだけに、天竺部のありようが、それとまったくかわりのないものだと考えにくい。げんに、法苑珠林の類話のうちでも、一一話はほぼ同文といってよい高い類似度を示している。また、卷一、卷二、および卷四に収められている三宝感應要略の類話も、震旦部のばあいにもみられるのと同様の、ほとんど同文という高い類似度を呈している。

これらが、直接なによっているのかはともかく、こうして高い類似度を示す類話が求められる以上、天竺部にも典拠に忠実であろうとする姿勢があったことは疑いがないし、同文的類話が各巻に散在しているところよりすれば、それはかならずしも、天竺部において特殊な方法ではなかったことを意味する、といつてよいのではないか。

もしそうだとすれば、文脈や表現に落差のいちじるしい法苑珠林関係の二十余話は、とうぜん、典拠の座からはずさなければならぬということになる。

天竺部が、いわれている以上に典拠に忠実であつたらしいことは、またたとえば、注好選集に同文的な類話が求められることからいいうるであろう。注好選集は、今昔物語集より後の成立にかかるといふのはあるにせよ、別稿でもふれたように、今昔物語集以前の形態を伝える資料に、かなり忠実にしたがっているとみられるのであり、そのなかに、天竺部に関係していえば、一六話の同文的な類話が求

められる。そして、そのうちの二三話は、これまでに報告されている類話のどれよりも、今昔物語集に近いかたちをそなえているのである。この事実は、なによりも、現在までの天竺部の出典探索が、満足のいく状態でないことを物語つていよう。今後、震旦部における眞報記や三宝感應要略録、あるいは孝子伝などに相当する天竺部関係の資料が発見されるかどうかはわからないけれど、そうした資料の介在した可能性を、注好選集に求められる類話の存在は、強く示唆しているように、わたしには思われる。

これはあくまでも一般論であるが、不十分な調査結果にもついで、しかも、それが不十分だという認識のないままに出された判断がしばしば混乱をもたらすことについては、あらためていうまでもないであろう。今昔物語集の法苑珠林典拠説は、そのようなあやまりをおかしていないかどうか。正直なところ、そのあたり、疑問なしとしない。

注好選集に求められる天竺部の類話は、今昔物語集と法苑珠林とのあいだにみとめられる類似度の低い類話についてはばかりでなく、ほぼ同文といつてよい類似度の高い一一話についても、両者間に直接的なつながりのなかったことをあかししているといつてよいであろう。

たとえば、二九「阿那律、得天眼語」。これは、両者間に求められる類話のうちで、もつとも類似度の高い部類に属するはなしである。けれども、そうしたなかにあつて、両者のあいだには、詳細にみていくと、いくつかの表現上の違いのあることが知られる。すなわち、前世で盗人であつた阿那律が、仏塔へ盗みに入ったときの状

況を、法苑珠林は単に「入仏塔中欲盜塔物」とだけしか記していないのに対して、今昔物語集の側は、「夜ル弓箭ヲ持テ彼ノ塔ニ行テ相構テ戸ヲ開テ入ヌ」と、やや具体的に記しているとか、あるいは塔の中の仏前の灯が消えかかっているのを見て、盗みに入った阿那律が思わず灯心をかきあげたことと理由を、法苑珠林はなら説明していないけれど、一方の今昔物語集は、「明カニ宝ヲ見テ盗ムガ爲ニ」と、やはり、具体的に示しているとかいったような相違などがそれである。そしてこれらは、一見したところ、法苑珠林にもとづいた今昔物語集が、説明を具体的にするために補足したもののようにもみえる。この程度の改変は、典拠に忠実であることを基本原則のひとつにすえていたとみられる今昔物語集にとつても、おそらくは、許容の範囲内であつたろう。だが、少なくとも右の二点に關していえば、それはけつして、今昔物語集の創意にもとづく付加ではなかつた。注好選集に求められる類話にも、当該部分は「即夜猜弓箭至彼寺」、「即明、為見」とあつて、こうした記述をもつ先行資料の存在したことがうかがわれるからである。

今昔物語集と法苑珠林とのあいだに求められる天竺關係の類話のうちで、もっとも類似度が高く、したがつて、出典關係にある可能性のひときわ強いと考へざるをえないものなかにさえみとめられるこうした現象は、両者間の直接關係を否定するばかりでなく、ここでもまた、今昔物語集が、想像以上に典拠に忠実であつたことをも示しているといつてよいであらう。

4

いささか舌足らずの気味はあるが、要するに法苑珠林には、どうひいきめにみようとしても、今昔物語集の典拠たりうる条件は出てこないのである。

けれども、考へてみれば、それもそのはずで、もともと法苑珠林典拠説は、確たる根拠があつて提出された説ではなかつた。法苑珠林典拠説を積極的のうち出した攷証今昔物語集は、法苑珠林以外に典拠がありえようなどということを思いつだけの冷静さを欠いたまま、法苑珠林の成立年次が今昔物語集のそれにさきだつていたという点をよりどころとして、法苑珠林を典拠と認定したのであつた。そして今昔物語集の研究山は、法苑珠林と今昔物語集との關係が深いことは常識だとして、やはり、かんじんな部分の検討をなおざりにしたまま、攷証今昔物語集の提説を、ほとんど無批判に受け入れてしまつてゐる。安易に法苑珠林典拠説にもたれかかることをしなかつた日本古典文学大系、本今昔物語集とて、しよせん、法苑珠林典拠説の呪縛から解放されているわけではない。古典文学大系本今昔物語集の法苑珠林關係話のあつかひには、類似度の同じ程度のもの、一方では出典とし、他方では類話とするとか、あるいは、出典とみなしているものよりも格段に類似度の高いものを、あるばあひには類話として位置づけているなどの点が指摘でき、この辺の判定基準には、あきらかな混乱がみられるのだが、わたしのみるところからきてゐる。おそらく日本古典文学大系本今昔物語集は、法苑珠林以外に典拠たりうる条件をそなへた資料がないかどうかを、各話についてまず検討したうえで、それがなければあひには、類似の状

況にある程度もんだいがあつたとしても、法苑珠林の典拠としての不適格性を目をつぶつたのであろう。法苑珠林の典拠としての適格性を根本から問いなおすことをせず、攷証今昔物語集の提説を手なおしすることに終始し、その際、類似度の検討を二の次ぎにしたことが、おそらく、判定基準の混乱をもたらしたのであろう。

ここには、今昔物語集には典拠があるはずだと考え、現在知りうる範囲の資料の中から、もつとも近いものを典拠とみなしていこうとする、岡本保孝以来の、出典研究の伝統的な姿勢がある。攷証今昔物語集も、今昔物語集の研究(山)も、その意味では、同一線上にあるといつてよい。そしてこの姿勢が続くかぎり、事柄の格本的な解決を期待することはできない。

5

法苑珠林は、東城伝灯目録によれば、今昔物語集の成立以前に渡来していたことがあきらかであるし、抄録本の類も何種か世におこなわれていたらしいことが知られる。一定の範囲ではかなり親しまれていただわけである。

しかも法苑珠林は、資料としてじゅうぶん利用するにあたひする質と量とをそなえている。

にもかかわらず、法苑珠林は、今昔物語集に採用されなかった。直接、それが資料として用いられなかったというだけではない。法苑珠林の引用している資料への橋渡しの役割りも、それは果していない。別稿^(五)でふれたことがあるので詳細は省略したが、今昔物語集は、直接にも間接にも、法苑珠林を編集に際して利用しては

いないのである。

たとえば、唐・梁両高僧伝のもんだい。法苑珠林は、冥祥記、搜神記について、唐・梁両高僧伝から多量のはなしを採用しているのであるが、そのうちで今昔物語集とも重なりあうものをみると、唐高僧伝関係の三話は、いずれも冥報記から、また、梁高僧伝関係の四話は、三宝感应要略録と弘誓法華伝とから、それぞれ採用されたものであることが知られる。今昔物語集の当該話が、いずれも、典拠であることの確実視されている資料からの引用にかかるものであることは、法苑珠林が、今昔物語集に対して、直接的にはもとより間接的にも影響力をもちえていないことを示すものであるにはかたまるまい。

蛇足めくが、もしも法苑珠林が資料として用いられたとするならば、今昔物語集の編者は、それを通じて、とうぜん、唐・梁両高僧伝にいきあたるはずで、そうであるなら、巻八が欠巻のままに残されることもなかったということになりはしないであらうか。

巻八は、周知のように、僧伝が収められるはずの巻であり、それが欠巻であるのは、材料の不足によって完成にいたらぬうちに、なんらかの事情で今昔物語集自体の編集も中断されたからであらうと考えられている。おそらくそうであらうと、わたしも思う。

ところが唐・梁両高僧伝には、つごう六六八名の伝が収められている。僧伝を収録しようとする巻九にとっては、またとない、かつこの資料であつたはずである。もつとも、今昔物語集の編者は、三宝感应要略録を通じて、唐・梁両高僧伝の存在を知っていたはずではあるが、六六八などが三宝感应要略録にもつくものであるとこ

るよりすれば、それを直接手にすることはなかったものと思われる。けれども、そうであったとしても、法苑珠林には両高僧伝から一六一名の伝が引用されているのであるから、法苑珠林が資料として用いられているかぎり、やはり、巻九の材料に事欠くことはなかったに違いないと思われるのである。

唐高僧伝も梁高僧伝も、その名はずでに、日本国見在書目録にみえる。法苑珠林の名も、いまいうように、東城伝灯目録にみえている。そしてこれらは、今昔物語集の資料として、きわめて有効性を發揮しうる条件をそなえている。しかし今昔物語集は、にもかかわらず、そのいづれにも直接もといつてはいない。

となると、これらの文献が資料として用いられていないことの理由としては、それが今昔物語集編者たちの視野に入らなかつたからだとするのが、おそらく、もっとも自然なことになるであろう。別のいいかたをすれば、今昔物語集は、法苑珠林などの流布圏外で編まれた可能性の強い作品だということになる。このばあい、流布圏とは、かならずしも空間的なそののみを意味しない。宗派や階級など、自然で、滑らかな流布の妨げとなる状況すべてをふくむ。

日本国見在書目録にみえる唐高僧伝や梁高僧伝の名が、後の東城伝灯目録にはみえないなどという事実があるから、つまり、これらは、今日のな観点からすれば、きわめて不備なおおい目録であるから、これに全幅の信頼をおいてもものをいうわけにはいかないけれど、しかし、それにしても、法苑珠林や、唐高僧伝や、あるいは梁高僧伝などが、それぞれ一定の流布圏をもっていたことはここから

たしめられる。となると、その圏外で編まれた可能性が強いとみられる今昔物語集の編者の条件などにも、おのずから、ある程度、枠がはめられてくる。たとえば、少なくとも、地域的、宗派的、政治的、経済的等の条件の制約を受けない超越的人物は、編集の統括者として不適当だということになるなども、そうした点のひとつとしてあげられよう。

注1。今昔物語集出典研究の点検（本誌四号・昭43・11）

。今昔物語集と法苑珠林（本誌五号・昭44・11）

注2。今昔物語集巻六の仏法渡震旦譚（『打聞集研究と本文』笠

間書院 昭46刊）

注3。注1に同じ

注4。今昔物語集と冥報記（一）（本誌九号、昭48・11）

注5。今昔物語集出典研究の点検（その二）（本誌七号、昭46・

11）

。今昔物語集天竺部小考（説話文学研究七号、昭47・9）

注6。注1に同じ